

高森町平和へのかけはし条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、非核平和都市宣言（昭和58年3月23日）の趣旨をふまえ、町民と一体となって世界の恒久平和の実現に貢献していくため、平和事業を継続して推進することを目的とする。

【解説】

第1条は、町民の皆さんと一体となって、世界の恒久平和の実現に貢献していくために、これからも平和事業を継続していくことを表明しています。

(平和事業)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 平和のバス派遣に関する事。 (広島、長崎)
- (2) 平和市長会議及び日本非核宣言自治体協議会の参加に関する事。
- (3) 高森町戦没者追悼・平和祈念式典の実施に関する事。
- (4) 平和講演会、学習会、展示等の実施に関する事。
- (5) 平和教育の推進に関する事。
- (6) 平和に関する情報の収集、提供及び資料等の保存に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるもの。

【解説】

第2条は、前条の目的を達成するため、具体的な事業を列記しています。

- (1) 平和祈念式典への参加と現地学習のため、広島（長崎）へ平和のバスを派遣します。
- (2) 世界中の加盟都市並びに非核宣言自治体と手を取り合いながら、「核兵器廃絶」を呼びかけ、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与することをめざします。
- (3) 高森町戦没者追悼・平和祈念式典を実施します。(担当は健康福祉課)
- (4) 平和に関する講演会、学習会、展示等を実施します。
- (5) 平和教育を推進します。
- (6) 平和に関する情報を収集し、提供するとともに、資料等の保存（「アオギリ2世」、「柿の木2世」、「被爆瓦」等の管理を含む。）に努めます。
- (7) その他、この条例の趣旨に基づき、町長が必要と認める事業を実施します。

(推進組織)

第3条 前条に掲げた平和事業を円滑に実施するため、高森町平和推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、平和事業に関して意見等を述べ、その推進に協力することを目的とする。

3 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

前条に掲げた平和事業を、将来にわたり円滑に継続していくために、推進組織として高森町平和推進会議を設置し、平和事業に関して意見等を述べその推進に協力します。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

【解説】

本条例の施行は、平成22年10月1日とするものです。